

地域を支える組合員の経営継続を支援します。

経営継続補助金のご案内

相談は
お早めに！

第2次受付が始まりました！！

新型コロナウイルスの影響を克服するため
農業者が**経営計画**に基づいて取り組む**事業継続**を支援します。

【受付期間】第2回：11月6日（金）まで随時受付中

※第1回で採択された方は応募できません。

【実施期間】令和2年5月14日（木）～令和3年2月28日（日）

※実施期間中に支出した経費が補助対象です。



経営計画の作成や取組をJA等(支援機関)がサポートします！
(※支援機関の支援を受けながら取り組むことが補助の要件です)

対象者

農業を営む個人または法人（農事組合法人、株式会社等）
※常時使用する従業員数が20人以下であること

補助上限

150万円

(1)と(2)の合計

補助率：3/4 上限：100万円

(1) 経営計画に基づいて実施する経営維持の取組

- ①国内外の販路の回復・開拓、②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換、③円滑な合意形成の促進 など

※補助対象経費の1/6以上は、「接触機会を減らす生産・販売への転換」や「感染時の業務継続体制の構築」※詳細は裏面

補助率：定額 上限：50万円

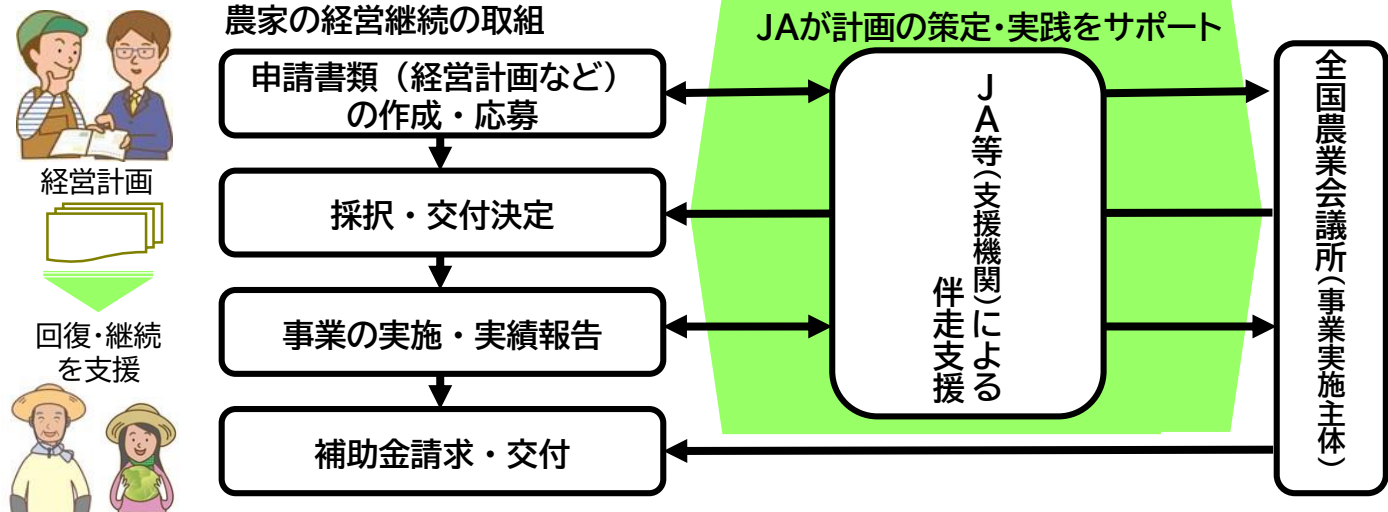
(2) (1)と併せて行う、事業継続に関するガイドライン等に基づく取組

- ・作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費など

※生産部会や集落営農組織などで共同申請も可能

(150万円×参画する農業者の数、上限1,500万円)

【事業の流れ】



※ 同補助金は審査があり、不採択となった場合交付されませんのでご注意ください。



Q どのような農家が事業を利用できますか？

A 中小・家族経営や集落営農など幅広い方が、経営継続に向けた取組を行う際に活用できる補助金です。また、「支援機関」となる当JAから、計画作成・申請から採択後の実施まで伴走支援する旨の宣誓書（確認書）の交付を受けることが必要です。

Q 申請の際にどんな書類が必要ですか。

A ①申請書、②経営計画書、③支援機関確認書、車両を購入する場合は「理由書」が必要です。この他、直近の確定申告書類（第一表、第二表、又は青色申告決算書又は収支内訳書）、新規就農者等は開業届けの添付が必要となります。提出書類については、申請者が個人か法人か、申請方法が単独か共同か等によって異なります。

Q 共同申請はどんな場合に活用できるのですか？また、その場合の補助上限はどうなりますか。

A JAの生産部会など産地でまとまった取組を行う場合や、集落営農組合などで共通の計画を持つ取組が想定されます。共同申請の場合、前項(1)の取組は1人あたり100万円以内で上限1,000万円、(2)の取組は1人あたり50万円以内で上限150万円、1申請あたりの補助上限は1,500万円となります。

Q 「接触機会を減らす生産・販売への転換」または「感染時の業務継続体制の構築」のための経費に1/6以上充てることが条件となっていますが、具体的にどんな取組が対象となりますか。

A 生産・出荷現場で作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入や、業務継続のための経営管理の取組が対象です。具体的には、省力化につながる定植・収穫機などの機械導入、生分解性マルチなどの生産資材の購入費等が対象となります。

Q 車両の購入費用は、1/6経費の対象になりますか？

A 車両の購入は接触機会を減らす生産・販売への転換等として1/6経費に該当しません。他に1/6経費に該当する取組経費を計上した上で、車両の購入は1/6以外の経費として計上する必要があります。

Q 「事業継続に関するガイドラインに即した取組（定額：上限50万円）」の対象を教えてください。

A 感染防止対策のために必要な機械装置等の購入費、消毒やマスクの購入費、清掃費用、飛沫対策のためのアクリル板や防護スクリーンの購入・施工費用、換気設備の購入費、その他の衛生管理費用が対象となります。

Q 中古品は対象となりますか？

A 中古品の購入は、一定条件のもと、補助対象経費と認められます。具体的には、①法定耐用年数を経過しておらず、残存耐用年数が2年以上のものであること、②見積書または価格の妥当性を証明する書類を添付する必要があります。

Q 1次募集で申請しましたが不採択となりました。今回の2次募集に応募することはできますか？

A 2次募集の詳細な日程等は、1次募集の採択通知後に発表されることとなっております。その通知を受けて、不採択となった場合は、内容を再考いただき2次募集へ応募することができます。なお、1次募集で採択され、2次募集へ応募した場合には、1次募集で採択された計画（取組）も取り消しになる場合もありますのでご注意ください。

【想定される活用例】

ケース①耕種：環境に優しい省力化技術の導入

経費例：生分解性マルチ、マルチ張り機、高度水管理システム

ケース②稲作：省力化と新たな経営管理システムの導入

経費例：鉄コーティング種子の直播機、ドローン（操縦者への作業委託料含む）

ケース③畜産：分娩管理の効率化と省力化機器の導入

経費例：発情発見システム（牛温恵）、自動給餌機



詳しくはJAにお問い合わせください。
(問合せ先)JAいがふるさと 営農部 営農企画課
電話:0595 - 24 - 5111

右のQRコードから農林水産省による制度の説明動画が閲覧できます。



※農林水産省のHPが開きます